

2025 年 7 月 15 日

神戸市中央区港島中町六丁目 8 番 1

株式会社ワールド

代表取締役 社長執行役員 鈴木 信輝

株式交換に係る事前開示事項

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

株式会社ワールド（以下「ワールド」といいます）は、株式会社ナルミヤ・インターナショナル（以下「ナルミヤ」といい、ワールドとナルミヤを併せ、以下「両社」といいます）との間で締結した 2025 年 7 月 3 日付株式交換契約書（以下「本株式交換契約」といいます）に基づき、2025 年 10 月 1 日を効力発生日として、ワールドを株式交換完全親会社とし、ナルミヤを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます）を実施いたします。本株式交換に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

別紙 1 をご参照ください。

2. 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 1 号）

別紙 2 をご参照ください。

3. 会社法第 768 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 2 号）

ナルミヤは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はございません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 193 条第 3 号）

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 をご参照ください。

（2）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

別紙 4 をご参照ください。

5. 株式交換完全親会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 4 号）

別紙 5 をご参照ください。

6. 本株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

会社法第 799 条第 1 項の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者はいませんので、該当事項はございません。

【株式交換契約の内容】

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

株式会社ワールド（以下「**ワールド**」という。）及び株式会社ナルミヤ・インターナショナル（以下「**ナルミヤ**」という。）は、2025年7月3日（以下「**本契約締結日**」という。）付けで、次のとおり株式交換契約（以下「**本契約**」という。）を締結する。

第1条 （本株式交換）

ワールド及びナルミヤは、本契約に定めるところに従い、ワールドを株式交換完全親会社とし、ナルミヤを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「**本株式交換**」という。）を行い、ワールドは、本株式交換によりナルミヤの発行済株式（ただし、ワールドが所有するナルミヤの株式を除く。）の全部を取得する。

第2条 （商号及び住所）

ワールド及びナルミヤの商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) ワールド：株式交換完全親会社

（商号）株式会社ワールド

（住所）兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1

(2) ナルミヤ：株式交換完全子会社

（商号）株式会社ナルミヤ・インターナショナル

（住所）東京都港区芝公園二丁目4番1号

第3条 （本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. ワールドは、本株式交換に際して、本株式交換がその効力を生じる時点の直前時におけるナルミヤの株主（ただし、ワールドを除く。以下「**本割当対象株主**」という。）に対し、その所有するナルミヤの普通株式に代わり、その所有するナルミヤの普通株式の数の合計に、0.58 を乗じて得た数のワールドの普通株式を交付する。
2. ワールドは、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その所有するナルミヤの普通株式1株につき、ワールドの普通株式0.58株の割合をもって、前項のワールドの普通株式を割り当てる。
3. 前二項に従いワールドが本割当対象株主に対して割り当てるべきワールドの普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、ワールドは、会社法第234条その他の関連法令の規定に従ってこれを処理する。

第4条 （資本金及び準備金に関する事項）

本株式交換により増加するワールドの資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に定めるところに従って、ワールドが適当に定める。

第5条 （効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「**本効力発生日**」という。）は、2025年10月1日とする。ただし、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、ワールド及びナルミヤは、協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条 （株式交換契約承認株主総会）

1. ワールドは、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合、ワールドは、本効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の承認を求めるものとする。
2. ナルミヤは、本効力発生日の前日までに、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を求めるものとする。

第7条 （会社財産の管理等）

ワールド及びナルミヤは、本契約締結日から本効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者としての注意をもって自らの業務執行並びに財産の管理及び運営を行い、且つ、それぞれの子会社（ただし、ワールドについてはナルミヤ及びその子会社を除く。以下本条において同じ。）をして行わせるものとし、本契約において別途定める行為を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行い又はそれぞれの子会社をして行わせる場合には、事前にワールド及びナルミヤが協議し、書面による合意の上、これを行い又は行わせるものとする。

第8条 （剰余金の配当の制限等）

1. ワールドは、2025年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり49円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. ワールド及びナルミヤは、前項に定めるものを除き、相手方の書面による同意を得た場合を除き、本契約締結日後、(i)本効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また、(ii)本効力発生日より前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならない場合における自己株式の取得を除く。）の決議を行ってはならない。

第9条 （本契約の変更及び解除）

1. 本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、ワールド又はナルミヤの財政状態

又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は判明した場合その他本契約の目的の達成が困難となる事態が発生又は判明した場合は、ワールド及びナルミヤは、協議し、書面による合意の上、本株式交換に関する条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

2. ワールド及びナルミヤは、本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、相手方が本契約の条項に違反した場合には、相当の期間を定めて相手方に是正することを催告の上、その期間内に是正がなされないときは、本契約を解除することができる。

第 10 条 （本契約の効力）

本契約は、(i)本効力発生日の前日までに、本契約について第 6 条第 1 項ただし書に定めるワールドの株主総会における承認（ただし、会社法第 796 条第 3 項の規定により、本契約についてワールドの株主総会の承認が必要となった場合に限る。）若しくは第 6 条第 2 項に定めるナルミヤの株主総会における承認が得られなかった場合、(ii)本効力発生日の前日までに本株式交換の実行に必要な国内外の法令に定める関係官庁の承認等（関係官庁に対する届出の効力の発生等を含むがこれに限らない。）が得られなかった場合、又は(iii)前条に従い本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第 11 条 （準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関連する当事者間の一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 12 条 （協議事項）

本契約に定めのない事項その他本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、ワールド及びナルミヤが誠実に協議し合意の上、これを定めるものとし、本契約の内容について解釈上の疑義が生じた場合は、ワールド及びナルミヤが誠実に協議し合意の上、その解決を図るものとする。

（本頁以下余白）

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、ワールド及びナルミヤがそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2025 年 7 月 3 日

ワールド： 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目 8 番 1

株式会社ワールド

代表取締役 社長執行役員 鈴木 信輝



本契約締結の証として本書 2 通を作成し、ワールド及びナルミヤがそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2025 年 7 月 3 日

ナルミヤ： 東京都港区芝公園二丁目 4 番 1 号
株式会社ナルミヤ・インターナショナル
代表取締役 執行役員社長 國京 紘宇



1. 本株式交換に係る割当ての内容

	ワールド (株式交換完全親会社)	ナルミヤ (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	0.58
本株式交換により交付する 株式数	ワールドの普通株式：2,467,668 株（予定）	

(注 1) 本株式交換に係る割当比率

ワールドは、ナルミヤの普通株式（以下「ナルミヤ株式」といいます）1 株に対して、ワールドの普通株式（以下「ワールド株式」といいます）0.58 株を割当交付いたします。ただし、基準時（以下に定義します）においてワールドが所有するナルミヤ株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記表に記載の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、ワールド及びナルミヤが協議した上で、合意により変更されることがあります。

(注 2) 本株式交換により交付するワールド株式数

ワールドは、本株式交換に際して、ワールドがナルミヤの発行済株式の全部（ただし、ワールドが所有するナルミヤ株式を除きます）を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます）のナルミヤの株主の皆様（ただし、ワールドを除きます）に対して、その所有するナルミヤ株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数のワールド株式を割当交付する予定です。

(注 3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換により、ワールドの単元未満株式（100 株未満の株式）を所有することとなるナルミヤの株主の皆様におかれましては、その所有する単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできません。そのような単元未満株式を所有することとなる株主の皆様は、会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、ワールドに対し、自己の所有する単元未満株式の買取りを請求することが可能です。

(注 4) 1 株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1 株に満たない端数のワールド株式の割当交付を受けることとなるナルミヤの株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（合計数に 1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします）に相当する数

のワールド株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて交付いたします。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

ワールド及びナルミヤは、上記1.「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率その他本株式交換の公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼すること、また、両社から独立したリーガル・アドバイザーから法的助言を受けることとしました。そして、ワールドは、両社から独立したみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます）を、ナルミヤは、両社から独立したマクサス・コーポレートアドバイザー株式会社（以下「マクサス・コーポレートアドバイザー」といいます）を、それぞれのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選定し、また、ワールドは、両社から独立した西村あさひ法律事務所・外国法共同事業（以下「西村あさひ」といいます）を、ナルミヤは、両社から独立した弁護士法人大江橋法律事務所（以下「大江橋法律事務所」といいます）を、それぞれリーガル・アドバイザーとして選定いたしました。

両社は、それぞれ、自らが選定した第三者算定機関による本株式交換に用いられる株式交換比率の算定結果や、リーガル・アドバイザーからの助言を参考に、かつ相手方に対して実施したデューディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社の間で、株式交換比率について複数回にわたり慎重に協議・交渉を重ねてまいりました。

そして、ワールドにおいては、下記（4）「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」に記載のとおり、第三者算定機関であるみずほ証券から取得した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーである西村あさひからの助言及びワールドがナルミヤに対して実施したデューディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、ワールドの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

ナルミヤにおいては、下記（4）「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」に記載のとおり、第三者算定機関であるマクサス・コーポレートアドバイザーから取得した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーである大江橋法律事務所からの助言、ナルミヤがワールドに対して実施したデューディリジェンスの結果、並びにワールド及びナルミヤとの間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会（詳細については、下記（4）「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」

の③「ナルミヤにおける利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおりです）から受領した答申書等を踏まえ、慎重に協議・検討いたしました。その結果、ナルミヤは、本株式交換比率は妥当であり、ナルミヤの少数株主の皆様にとって利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

このように、両社は、本株式交換比率は妥当であり、ワールド及びナルミヤのそれぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、両社は 2025 年 7 月 3 日開催の取締役会決議に基づき、本株式交換比率により本株式交換を行うことを決定しました。

なお、本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、ワールド及びナルミヤが協議した上で、合意により変更されることがあります。

（２）算定に関する事項

① 算定機関の名称及び両社との関係

ワールドの第三者算定機関であるみずほ証券及びナルミヤの第三者算定機関であるマクサス・コーポレートアドバイザーは、いずれも、ワールド及びナルミヤから独立した算定機関であり、ワールド及びナルミヤの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

みずほ証券のグループ企業である株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます）は、ワールド及びナルミヤに対して通常の銀行取引の一環としての融資取引等は生じていますが、本株式交換に関してワールド及びナルミヤとの利益相反に係る重要な利害関係を有していません。みずほ証券によれば、みずほ証券は金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます）第 36 条第 2 項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第 70 条の 4 の適用法令に従い、みずほ証券とみずほ銀行の間において情報隔壁措置等の適切な利益相反管理体制を構築し、かつ実施しており、みずほ銀行の貸付人の地位とは独立した立場でワールドの第三者算定機関として株式価値の算定を行っているとのことです。ワールドは、みずほ証券とみずほ銀行の間において適切な弊害防止措置が構築されていること、ワールドとみずほ証券は一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しているために第三者算定機関としての独立性が確保されていること、みずほ証券は同様の同種事案の第三者算定機関としての実績を有していること等を踏まえ、みずほ証券をワールド及びナルミヤ並びに本株式交換から独立した第三者算定機関として選任いたしました。なお、本株式交換に係るみずほ証券に対する報酬には、本株式交換の契約締結等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、ワールドとみずほ証券の間において、同種の取引における一般的な実務慣行及び本株式交換が不成立となった場合にワー

ルドに相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案の上、本株式交換の契約締結を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって、独立性が否定されるものではないと判断しております。

また、本株式交換に係るマクサス・コーポレートアドバイザーの報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、ナルミヤとマクサス・コーポレートアドバイザーの間において、同種の取引における一般的な実務慣行及び本株式交換が不成立となった場合にナルミヤに相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案の上、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって、独立性が否定されるものではないと判断しております。

② 算定の概要

(i) みずほ証券による算定

みずほ証券は、両社株式が株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます）に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準法（2025年7月2日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております）を採用して算定を行いました。また、両社がいずれについても比較可能な類似上場会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するために、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます）を採用して算定を行いました。

各評価方法によるワールド株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価基準法	0.50～0.56
類似企業比較法	0.87～1.50
DCF法	0.35～0.91

みずほ証券は、上記株式交換比率の算定に際して、公開情報及びみずほ証券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。ワールド、ナルミヤ及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行って

おらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。両社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます）については、両社の経営陣により現時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。みずほ証券の算定は、2025年7月2日までにみずほ証券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、みずほ証券の算定は、ワールドの業務執行を決定する機関が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

なお、みずほ証券がDCF法による算定の前提としたワールドの財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりません。一方、ナルミヤの財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2025年2月期において新規出店数の増加及びアプリ会員数拡大のための広告宣伝により営業利益が一時的に減少していたため、2026年2月期の営業利益は前事業年度から739百万円の増益（約39.7%の増益）を見込んでおります。また同様の理由により、2026年2月期のフリー・キャッシュ・フローは前事業年度から1,057百万円の増加を見込んでおります。なお、両社の財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

(ii) マクサス・コーポレートアドバイザーによる算定

マクサス・コーポレートアドバイザーは、両社の株式交換比率について、ワールドが東京証券取引所プライム市場に、ナルミヤが東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行うとともに、将来の事業活動の状況を評価に反映するためにDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

各評価方法によるワールド株式1株当たりの株式価値を1とした場合のナルミヤの評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.495～0.556
DCF法	0.507～0.639

市場株価平均法においては、ワールドについては、2025年7月2日を算定基準日として、ワールド株式の東京証券取引所プライム市場における、算定基準日の終値、算定基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均を、ナルミヤについては、2025年7月2日を算定基準日として、ナルミヤ株式の東京証券取引所スタンダード市場における、算定

基準日の終値、算定基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均を採用しております。

D C F 法においては、ワールドについては、ワールドが作成した 2026 年 2 月期から 2028 年 2 月期までの事業計画における収益や投資計画、ナルミヤが実施したデューディリジェンスの結果、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、ワールドが 2026 年 2 月期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いてワールドの株式価値を評価しております。割引率は加重平均資本コスト（WACC：Weighted Average Cost of Capital）を採用し、4.5%～5.5%を使用しており、継続価値の算定に当たっては、永久成長率法を採用し、永久成長率は-0.5%～0.5%を使用しております。

一方、ナルミヤについては、ナルミヤが作成した 2026 年 2 月期から 2028 年 2 月期までの事業計画における収益予測や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、ナルミヤが 2026 年 2 月期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いてナルミヤの株式価値を評価しております。割引率は加重平均資本コストを採用し、5.5%～6.5%を使用しており、継続価値の算定に当たっては、永久成長率法を採用し、永久成長率は-0.5%～0.5%を使用しております。

マクサス・コーポレートアドバイザーが D C F 法による算定に用いたワールドの財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりません。一方、マクサス・コーポレートアドバイザーが D C F 法による算定の前提としたナルミヤの財務予測において、大幅な増益が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には、2025 年 2 月期において新規出店数の増加及びアプリ会員数拡大のための広告宣伝により営業利益が一時的に減少していたため、2026 年 2 月期の営業利益は前事業年度から 739 百万円の増益を見込んでおります。また同様の理由により、フリー・キャッシュ・フローは前事業年度から 1,332 百万円の増加を見込んでおります。なお、ワールド及びナルミヤの財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

マクサス・コーポレートアドバイザーは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全であること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がないこと、マクサス・コーポレートアドバイザーに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、マクサス・コーポ

レートアドバイザーは、両社とそれらの関係会社の資産及び負債（デリバティブ取引、簿外資産・負債、その他偶発債務を含みます）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自の評価又は鑑定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。また、かかる算定において参照した両社の財務見通しについては、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる算定は 2025 年 7 月 2 日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。

（３）上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である 2025 年 10 月 1 日（予定）をもって、ナルミヤはワールドの完全子会社となることから、ナルミヤ株式は、東京証券取引所スタンダード市場の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て、2025 年 9 月 29 日に上場廃止（最終売買日は 2025 年 9 月 26 日）となる予定です。上場廃止後は、ナルミヤ株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできなくなります。なお、現在の本株式交換の効力発生日が変更された場合には、上場廃止日も変更される予定です。

ナルミヤ株式が上場廃止となった後も、本株式交換によりナルミヤの株主の皆様は割り当てられるワールド株式は東京証券取引所プライム市場に上場されているため、一部の株主の皆様においては単元未満株式の割当てのみを受ける可能性があるものの、1 単元以上の株式については本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であり、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

単元未満株式については、東京証券取引所プライム市場において売却することはできませんが、株主の皆様のご希望により、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことが可能です。かかる取扱いの詳細については、上記 1. 「本株式交換に係る割当ての内容」の（注 3）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、本株式交換に伴い、1 株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記 1. 「本株式交換に係る割当ての内容」の（注 4）「1 株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

なお、ナルミヤの株主の皆様は、最終売買日である 2025 年 9 月 26 日（予定）までは、東京証券取引所スタンダード市場において、その所有するナルミヤ株式を従来どおり取引することができるほか、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

（４）公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）

ワールド及びナルミヤは、ワールドが、2025 年 7 月 3 日現在、ナルミヤ株式 5,868,230 株（2025 年 2 月 28 日現在の発行済株式総数 10,122,830 株から同日現在の自己株式数 305,122 株を控除した数（9,817,708 株）に占める割合に対して 59.77%（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下同じです））を所有し、ナルミヤはワールドの連結子会社に該当することから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含みます）を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

ワールドは両社から独立したみずほ証券を、ナルミヤは両社から独立したマクサス・コーポレートアドバイザリーを、それぞれ第三者算定機関として選定し、2025 年 7 月 2 日付で、それぞれ株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。

算定書の概要については、上記（2）「算定に関する事項」をご参照ください。なお、ワールド及びナルミヤは、いずれも、各第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

ワールドは、リーガル・アドバイザーとして、西村あさひを選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続及びワールドの意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、西村あさひは、ワールド及びナルミヤから独立しており、ワールド及びナルミヤとの間に重要な利害関係を有しておりません。

一方、ナルミヤは、リーガル・アドバイザーとして、大江橋法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続及びナルミヤの意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、大江橋法律事務所は、ワールド及びナルミヤから独立しており、ワールド及びナルミヤとの間に重要な利害関係を有しておりません。

③ ナルミヤにおける利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

ナルミヤは、本株式交換に係るナルミヤの意思決定に慎重を期し、また、ナルミヤの取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、その公正性、透明性及び客観性を確保するとともに、本株式交換の是非や取引条件の妥当性、手続の公正性等について検討の上、当該取締役会において本株式交換を行う旨を決定することがナルミヤの少数株主にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、2025 年 4 月 11 日開催の取締役会の決議に基づき、いずれ

も、ワールドと利害関係を有しておらず、ナルミヤの社外取締役である鈴木功二氏、小宮山榮氏（公認会計士、イマニシ税理士法人）及び柳澤美佳氏（弁護士、WINGS 法律事務所）の3名により構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます）を設置いたしました。なお、ナルミヤは、当初からこの3名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。また、各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、報酬を支払うものとされており、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

その上で、ナルミヤは、本株式交換を検討するにあたって、本特別委員会に対し、（i）本株式交換の目的の合理性（本株式交換がナルミヤの企業価値の向上に資するかを含む）、（ii）本株式交換の取引条件（本株式交換における株式交換比率を含む）の妥当性、（iii）本株式交換に至る交渉過程等の手続の公正性並びに（iv）上記（i）から（iii）を踏まえ、本株式交換がナルミヤの少数株主にとって不利益なものでないか（以下（i）から（iv）までを総称して「本諮問事項」といいます）について諮問いたしました。

なお、ナルミヤの取締役会は、本特別委員会設置の決議に際して、本株式交換に関する決定を行うに際して、本特別委員会の判断内容を最大限尊重し、本特別委員会が本株式交換について妥当でないと判断したときには、本株式交換を行う旨の意思決定をしないものとすることを決議するとともに、本特別委員会に対し、（a）ナルミヤの役職員から本株式交換の検討及び判断に必要な情報を受領すること（本特別委員会への出席を要求することを含みます）、（b）本株式交換の取引条件等に関する交渉の過程に実質的に関与すること（必要に応じて、ワールドとの交渉方針に関して指示又は要請を行うこと及び自らワールドと交渉を行うことを含みます）、（c）ナルミヤが選任したナルミヤの外部アドバイザーを承認（追認を含みます）すること、並びに（d）ナルミヤの費用負担において、必要に応じ、自らの外部アドバイザーを選任することの権限を付与することを決議しております。

本特別委員会は、2025年4月16日から2025年7月2日までに、委員会を合計14回開催したほか、会合外においても電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、まず、ナルミヤが選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるマクス・コーポレートアドバイザリー並びにリーガル・アドバイザーである大江橋法律事務所につき、いずれも独立性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。その上で、ナルミヤから、ナルミヤ及びナルミヤグループ（ナルミヤ及びその子会社をいいます。以下同じです）の事業概要、株式交換比率の算定の前提となるナルミヤの事業計画の作成方針及び策定手続等についての説明を受

け、質疑応答を行いました。また、ナルミヤのリーガル・アドバイザーである大江橋法律事務所から、本株式交換に係るナルミヤの取締役会の意思決定方法、本特別委員会の運用その他の本株式交換に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けるとともに、ワールドに対する法務デューディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。さらに、ナルミヤの依頼に基づきワールドに対する財務・税務デューディリジェンスを実施したマクサス・コーポレートアドバイザーより、当該財務・税務デューディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。加えて、本特別委員会は、ワールドから、ワールド及びワールドグループ（ワールド並びにその子会社及び持分法適用会社をいいます。以下同じです）の事業概要、ワールドグループにおけるナルミヤの位置づけ、本株式交換に至る背景・経緯、株式交換を選択した理由、本株式交換によって見込まれるシナジーその他の影響の内容、本株式交換後の経営方針や従業員の取扱い等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、ナルミヤのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるマクサス・コーポレートアドバイザーから本株式交換に係る割当比率の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行い、その合理性の検証を行いました。なお、本特別委員会は、ワールドとナルミヤとの間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容について適時に報告を受けた上で、複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、ナルミヤに意見する等して、ワールドとの交渉過程に実質的に関与しております。

本特別委員会は、かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、委員全員の一致で、大要以下の内容の答申書を、2025 年 7 月 3 日付で、ナルミヤの取締役会に対して提出しております。

(a) 答申内容

- i. 本株式交換はナルミヤの企業価値の向上に資すると認められ、本株式交換によるナルミヤの完全子会社化の目的は合理的である。
- ii. 本株式交換における株式交換比率を含む本株式交換の取引条件は妥当である。
- iii. 本株式交換に至る交渉過程等においては適切な公正性担保措置が講じられており、本株式交換の手続は公正である。
- iv. 上記 i. から iii. を踏まえ、本株式交換がナルミヤの少数株主にとって不利益なものでない。

(b) 答申理由

- i. 本株式交換によるナルミヤの完全子会社化の目的の合理性（本株式交換がナルミヤの企業価値向上に資するかを含む）

以下の理由より、本株式交換によるナルミヤの完全子会社化はナルミヤの企業価値の向上に資すると認められ、本取引の目的は合理的である。

- ・ ナルミヤ及びワールドが有しているナルミヤを取り巻く事業環境及びナルミヤの経営課題についての現状認識については、本特別委員会も同様の認識を有しており、本特別委員会として異存はないこと。
- ・ ナルミヤからは、本特別委員会に対し、ナルミヤとワールドは従前より密なコミュニケーションを取ってきており、主にシステム・人事等のバックオフィスに関して、ナルミヤのみでは実現が困難な施策についてワールドのノウハウを借りて成長してきたという経緯が説明されたこと。
- ・ ワールドからは、本特別委員会に対し、ナルミヤの完全子会社化を通じて、ワールドとナルミヤ少数株主との間の利益相反や独立性確保のための制約を排除し、より長期的な視点からワールドグループ全体の規模を活かした企業価値拡大に資する事業への投資の実行、ワールドグループで保有する資産の総合的な活用、コスト削減による経営の効率化が可能になるとの説明があったこと。
- ・ ナルミヤ及びワールドの説明は、ナルミヤを取り巻く事業環境及びナルミヤの経営課題を前提とした具体的なもので、ナルミヤの属する業界及び市場の環境として一般に説明されている内容とも整合し、ナルミヤにおける将来の競争力強化に向けた現実的なものであると考えられ、特段不合理な点は見当たらないこと。
- ・ 一方、ナルミヤからは、本特別委員会に対し、本株式交換に関する懸念として、ナルミヤの企業風土・経営理念の喪失、ナルミヤの既存株主への影響（株主優待より受けていた恩恵の消失等）、ナルミヤ従業員への影響等について懸念が示されたこと。これらの点については、ワールドから、本株式交換後も基本的には現在のナルミヤの経営体制を維持することを前提に、最適な経営体制については本株式交換実施後にワールドとナルミヤ経営陣との間で協議することになること、本株式交換後も、ワールドはナルミヤが重視する経営理念を維持する方針であること、今後、ワールドの株主優待制度の拡充を検討していること等の説明がなされたこと。ワールドからのこのような説明によって、ナルミヤが本特別委員会に対して示した本株式交換に係る懸念点については、一定程度軽減されると考えられる上、これらの懸念点が本株式交換により見込まれるメリットを上回り又は大きく毀損する具体的な

蓋然性までは認められないこと。

ii. 本株式交換の取引条件（本株式交換における交換比率を含む）の妥当性

以下の理由より、本株式交換の取引条件（本株式交換における対価・交換比率を含む）は妥当である。

- ・ 完全子会社化の方法として株式交換の手続を採用することは、ナルミヤの少数株主に対して、本株式交換後におけるシナジー効果を享受する機会を提供するものであるほか、現金化を望む株主は、流動性が高いワールド株式を売却することで現金化も可能であることから、現金を対価とする場合に比してナルミヤの少数株主に対する不利益があるとはいえず、また、株式交換は、完全子会社化の方法として一般的に採用されている方法の一つであることから、合理的であること。
- ・ ナルミヤは、本株式交換の取引条件の妥当性を判断するに際し、ナルミヤ及びワールドの株式価値を把握するために、ワールド及び本株式交換の成否から独立したナルミヤの第三者算定機関であるマクサス・コーポレートアドバイザーから株式交換比率に関する算定書を取得し、参考としたこと。
- ・ 本特別委員会は、マクサス・コーポレートアドバイザーから、算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定内容及び重要な前提条件について説明を受けた上で、質疑応答を行い、その内容の検討を行っており、マクサス・コーポレートアドバイザーの株式価値の算定手法である市場株価平均法及びDCF法は、現在の実務に照らして一般的、合理的な手法であると考えられ、また、DCF法における割引率の根拠に関する説明も合理的であって、その算定内容は現在の実務に照らして妥当なものであると考えられること。
- ・ 上記算定の前提となっているナルミヤ事業計画は、本特別委員会がナルミヤ代表取締役執行役員社長に対してインタビューを行う等して、内容、重要な前提条件及び作成プロセスに特段不合理な点は認められないことの確認を経ており、また、上記算定の前提となっているワールド事業計画は、ナルミヤ及び本特別委員会として、当初ワールドから受領したものについてその実現可能性に一定の懸念を認めたことから、本特別委員会における議論を踏まえ、ナルミヤにおいてその前提条件に一部補正を加えており、ナルミヤ事業計画及び補正後のワールド事業計画は、その作成経緯

及び両社の現状に照らして、不合理なものではないと考えられること。

- ・ マクサス・コーポレートアドバイザー作成の株式交換比率算定書による株式交換比率の評価レンジに照らすと、本株式交換比率は、市場株価平均法による算定結果の上限値を超え、かつ、DCF法による算定結果の中央値を超えること。
- ・ 市場株価に対する本株式交換比率のプレミアム水準については、直近3か月間及び直近6か月間の終値単純平均に対するプレミアムの数値は本株式交換の類似の取引事例である近時の事例のプレミアムと比較して遜色のない水準のプレミアムが付されているといえること、他方で、公表日前営業日の終値及び直近1か月間の終値単純平均に対するプレミアムの数値が本株式交換の類似の取引事例である近時の事例のプレミアムと比較して必ずしも十分な水準ではないとの評価も考えられるが、①マクサス・コーポレートアドバイザー作成の株式交換比率算定書による株式交換比率の評価レンジに照らすと、本株式交換比率は、同算定書における市場株価平均法による算定結果の上限値を超え、かつ、同算定書におけるDCF法による算定結果の中央値を超えること、②直近3か月間及び6か月間の終値単純平均に対するプレミアムについては、本株式交換の類似の取引事例におけるプレミアム水準の中央値と比較しても遜色のないプレミアムが付されていることに加え、③本株式交換の対価は現金ではなく、株式を対価として実施されるため、ナルミヤの少数株主は、本株式交換により交付されるワールド株式を通じて本株式交換後のシナジー効果を享受できると考えられること、④株式交換比率に関するワールドとの交渉を行ったことを通じて、ワールドからもナルミヤの少数株主に対する配慮が示され、下記のとおり、当初提案からの株式交換比率の引上げが実現していることなどを総合的に勘案すると、本株式交換比率の妥当性が否定されるものではないと考えられること。
- ・ 本特別委員会は、本株式交換がナルミヤに与えるメリットも考慮の上、株式交換比率がナルミヤの少数株主が享受すべき利益が確保された妥当なものとなっているかという点についての議論を複数回にわたって行い、当該議論の結果をワールドとの交渉方針に反映し、ワールドとの交渉は本特別委員会において決定された当該交渉方針の下、その指示・要請に従って行われたことを踏まえると、ワールドとの交渉は、本特別委員会が実質的に関与してなされたと評価できること。かかる交渉を行ったことを通じて、

ワールドからもナルミヤの少数株主に対する配慮が示され、結果として、本特別委員会は、計3回、当初提案から約13.7%の株式交換比率の引上げを実現していること。

iii. 本株式交換に至る交渉過程等の手続の公正性

以下の理由より、本株式交換に至る交渉過程等においては適切な公正性担保措置が講じられており、本株式交換の手続は公正である。

- ・ ナルミヤは、ワールドが既にナルミヤ株式59.77%を保有しており、ナルミヤがワールドの連結子会社であること、また、ナルミヤの取締役の中にワールドの役員の兼務者が存在することから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、ナルミヤの意思決定に慎重を期し、また、ナルミヤ取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、その公正性、透明性及び客観性を確保するとともに、本株式交換の是非や取引条件の妥当性、手続の公正性等について検討の上、当該取締役会において本株式交換を行う旨を決定することがナルミヤの少数株主にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、ナルミヤが本株式交換の本格的な検討を開始した後速やかに、2025年4月11日開催のナルミヤ取締役会決議に基づき、ナルミヤの社外取締役3名から構成される、ナルミヤ及びワールドから独立した本特別委員会を設置し、本特別委員会の判断内容を最大限尊重し、本特別委員会が本株式交換について妥当でないと判断したときには、本株式交換を行う旨の意思決定をしないものとするとしてしていること。本特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、報酬を支払うこととされており、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないこと。
- ・ ワールドとの交渉は、本特別委員会が実質的に関与してなされた上に、株式交換比率の引上げを実現しており、これらの交渉経緯を踏まえると、ワールドとの間では、独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が行われたものと評価できること。
- ・ ナルミヤは、ナルミヤ及びワールド並びに本株式交換の成否から独立したリーガル・アドバイザーとしてナルミヤが選任した大江橋法律事務所から随時、本株式交換において手続の公正性を確保するための措置、本株式交換の諸手続並びに本株式交換に係るナルミヤの意思決定の方法及びその他の過程等に関する法的助言・意見等を得ていること。

- ・ ナルミヤは、ナルミヤ及びワールドから独立したファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関としてナルミヤが選任したマクサス・コーポレートアドバイザーから、本株式交換比率をはじめとする本株式交換の条件について財務的見地からの助言・意見等を得るとともに、本株式交換比率の妥当性を確保するため、株式交換比率に関する算定書を取得していること。
- ・ 本株式交換においてフェアネス・オピニオンは取得していないが、本株式交換では、ナルミヤにおいて他に十分な公正性担保措置が講じられており、これらの点を総合的に検討すれば、フェアネス・オピニオンを取得していないことをもって、本株式交換に至る交渉過程等の手続の公正性を損なうものではないと考えられること。
- ・ ナルミヤが本株式交換の本格的な検討を開始した後速やかに、現にワールドの役員を兼務しているナルミヤの役員が、ナルミヤとワールドとの間の本株式交換に係る取引条件に関する協議・交渉過程、及びナルミヤ事業計画の作成過程に関与しない体制を構築し、かかる取扱いを継続していること。
- ・ ナルミヤは、ナルミヤの取締役のうち、ワールドの取締役を兼務している中林恵一氏を、2025 年 4 月 11 日開催の取締役会以降、本株式交換に関する取締役会の審議及び決議には参加させておらず、2025 年 7 月 3 日に開催予定の取締役会においても本株式交換に関する審議及び決議には参加させない予定であり、かつ、本株式交換に係る協議及び交渉に参加させていないこと。
- ・ ナルミヤは、ワールドとの間で、ナルミヤがワールド以外の対抗的買収提案者と接触することを制限するような合意は一切行っていないこと。ナルミヤは、市場における潜在的な買収者の有無を調査する積極的なマーケット・チェックは行っていないものの、情報管理の観点等からその実施は容易ではない上、ワールドが保有するナルミヤの議決権割合は約 59.77%と高く、積極的なマーケット・チェックが機能し得る事情は特段認められず、本株式交換において、積極的なマーケット・チェックを行っていないことをもって本株式交換の手続の公正性を損なうものではないと考えられること。
- ・ 本株式交換においてマジョリティ・オブ・マイノリティ条件は設定しない予定であるものの、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定することは、本株式交換の成立を不安定なものとし、かえって少数株主の利益に資さない可能性もあり、本株式交換で

はナルミヤにおいて他に十分な公正性担保措置が講じられていることから、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定がなされていないことは、本株式交換に至る交渉過程等の手続の公正性を損なうものではないと考えられること。

- ・ マクサス・コーポレートアドバイザーの株式交換比率に関する算定書の概要、本特別委員会の概要や権限の内容、各特別委員の報酬体系、本特別委員会における検討経緯やワールドとの取引条件の交渉過程への関与状況、答申書の内容等について、取引条件の公正性・手続の公正性を判断することが可能な程度に充実した情報開示がなされる予定となっていること。
- ・ その他本株式交換に係る協議、検討及び交渉の過程において、本株式交換に係る協議、検討及び交渉の過程において、ナルミヤがワールドより不当な影響を受けたことを推認させる事実は認められないこと。

- iv. ナルミヤ取締役会が本株式交換を行う旨を決議することがナルミヤの少数株主にとって不利益なものでないか

上記 i. のとおり、本株式交換はナルミヤの企業価値の向上に資するものと認められ、上記 ii. 及び iii. のとおり、取引条件の妥当性及び手続の公正性も認められることから、本株式交換を行う旨を決議することは、ナルミヤの少数株主にとって不利益なものではないと考える。

④ ナルミヤにおける独立した検討体制の構築

ナルミヤは、ワールドから独立した立場で、本株式交換に係る検討、交渉及び判断を行う体制をナルミヤの社内に構築いたしました。具体的には、ナルミヤは、2025 年 4 月 4 日に、ワールドより意向表明書を受領して以降、本株式交換に関する検討（ナルミヤ株式の価値算定の基礎となる事業計画の作成を含みます）並びにワールドとの協議及び交渉を行うプロジェクトチームを検討の上、設置し、そのメンバーはワールドの役職員を兼職しておらず、かつ過去にワールドグループ（ナルミヤグループを除きます）の役職員としての地位を有していたことのないナルミヤの役職員により構成されるものとし、また、ワールドの取締役を兼務しており本株式交換と利害関係を有すると考えられるナルミヤの取締役である中林恵一氏は本株式交換に関する協議・交渉には一切参加しないこととし、かかる取扱いを継続しております。

これらの取扱いを含めて、ナルミヤの検討体制（本株式交換に係る検討、交渉及び判断に関する役職員の範囲及びその職務を含みます）に独立性及び公正

性の観点から問題がないことについては、大江橋法律事務所の助言を踏まえて、本特別委員会の承認を得ております。

⑤ ナルミヤにおける利害関係を有しない取締役（監査等委員を含む）全員の承認

ナルミヤは、大江橋法律事務所から得た法的助言、マクサス・コーポレートアドバイザーから得た財務的見地からの助言、マクサス・コーポレートアドバイザーから取得した株式交換比率に関する算定書の内容、本特別委員会から入手した答申書及びその他の関連資料を踏まえ、ワールドによる本株式交換がナルミヤの企業価値の向上に資するか否か、及び本株式交換比率を含む本株式交換に係る取引条件が妥当なものか否かについて慎重に協議・検討を行った結果、2025 年 7 月 3 日開催のナルミヤの取締役会において、本株式交換契約を締結することを決議しております。

上記のナルミヤの取締役会においては、ナルミヤがワールドの子会社であり、本株式交換が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存する取引に該当することに鑑み、ナルミヤの取締役会における審議及び決議がこれらの問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、ナルミヤの取締役 7 名のうち、ワールドの取締役を兼務している中林恵一氏を除く 6 名の取締役において審議のうえ、全員一致により上記の決議を行っております。

また、ナルミヤの取締役のうちワールドの取締役を兼務している中林恵一氏は、本株式交換が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存する取引に該当することに鑑み、これらの問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、上記取締役会を含む本株式交換に係る取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、ナルミヤの立場で本株式交換の協議及び交渉に参加しておりません。

3. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項

本株式交換により増加するワールドの資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条に定めるところに従い、ワールドが別途適当に定める金額とします。かかる扱いにより、ワールドの財務状況、資本政策その他の諸事情を総合的に考慮・検討して法令の範囲内で増加するワールドの資本金及び準備金の額を決定できることになるため、相当であると判断しております。

【株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容】

次ページ以降をご参照ください。

事業報告

(2024年3月1日から
2025年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得の改善が進む中、景気は緩やかな回復基調にありますが、海外経済の減速への懸念や資源価格の高止まりなどもあり、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが属するアパレル業界においては、インバウンド需要の拡大等による個人消費の回復基調が一部に見られるものの、原材料及びエネルギー価格の高騰や度重なる物価上昇もあり、衣料品に対する消費者の節約志向や低価格志向が想定されるなど、今後の事業環境への影響が依然として懸念されます。

このような環境の下、当社グループは、2025年2月期から2027年2月期までの中期経営計画（連結）を策定し、「マルチ・ブランドの進化」としてブランドポートフォリオ経営、「マルチ・チャネルの深化」としてチャネル間の融合・新ロケーションの開拓、「CRM（カスタマーリレーションシップマネジメント）の強化」として単一ブランドから複数ブランドへのファン拡大・LTV（ライフタイムバリュー）の最大化を目指しております。安定した事業基盤の構築として、主力ブランドの新規出店やブランド価値向上を目的とした、店頭の接客やVMD（ビジュアルマーチャンダイジング）を強化し、プロダクトプロモーションを促進することで、販売機会の提案を行ってまいりました。また、他社にない当社グループ特有のIPについて、当連結会計年度から強化を加速させ、大きな成果を上げつつあります。

チャネル別売上高に関しましては、今期上半期までは好調に推移しておりましたが、下半期は暖冬の影響により秋冬商戦は苦戦を強いられました。そのような中、成長投資を積極的に行い、当初計画以上の新規出店や新ブランドの立上げも行いました。デジタル戦略としては引き続き、自社EC『ナルミヤオンライン』とリアル店舗を連動させたプロモーション施策や、オンラインとオフラインの統合を目指したOMO（オンラインマージズウィズオフライン）施策なども積極的に行った結果、各チャネルの売上高につきましては、百貨店チャネル売上高9,396百万円（前期比98.5%）、ショッピングセンターチャネル売上高15,346百万円（同104.8%）、eコマースチャネル売上高8,772百万円（同102.5%）、その他チャネル売上高5,637百万円（同119.0%）となりました。百貨店チャネルでは、上半期においては卒園・入学、水着・浴衣などのオケーション需要が増加することを見込み、企画・生産・販売を積極的に行い、販売は順調に推移しました。下半期においては、暖冬の影響でアウター類の売れ行きが不振となりました。ショッピングセンターチャネルでは、アウトドアブランド「Minimal」

の出店拡大、「petit main」からの派生ブランド「and D. petit main」のデビュー、『子ども』という概念の拡大施策の一環としてドッグウェア「petit main for dog」のデビューなど、新たな商品展開と接客強化・ブランディング強化によって、新規顧客獲得を促進しました。eコマースチャネルにおいては、OMO（オンラインマージズウィズオフライン）強化の一環として、自社アプリダウンロード数の獲得施策を積極的に行い、100万ダウンロードを突破したことを契機としてサイトへの訪問頻度が回復したこと、越境EC等の新たな販路開拓やマーケティング活動の実施により、増収となりました。その他チャネルにおいては、特にアウトレットチャネルで既存店舗のブランド構成の最適化を進め、売上を伸ばしました。

ブランド別では、ショッピングセンターブランド「petit main」の売上高が前連結会計年度を上回りました。また、百貨店ブランドでは、10ブランドのうち5ブランドが前連結会計年度の売上高を上回り、特に「Paul Smith JUNIOR」、「by LOVEit」は2ケタ増となりました。

在庫残高に関しましては、市況の回復を見込み、お客様が積極的にお買い物をして頂くことを想定し、仕入れ額を増やしてきました。暖冬の影響で販売が厳しかったため秋冬物が、前連結会計年度と比較すると当連結会計年度末の在庫金額が増加しました。

販売費及び一般管理費に関しましては、処遇改善の実施による人件費の増加や、成長投資を積極的に行い、当初計画以上の新規出店に伴う开店コスト、システム投資及び新ブランド立上げによる販促コスト発生等の一過性の事象もあり、前連結会計年度と比較すると増加しました。

特別利益として、財務体質の強化及びキャッシュ・フローの向上の観点から、加入していた養老保険を解約したことに伴い、保険解約返戻金として特別利益に188百万円計上しました。

税金面に関しましては、人的資本経営をより充実させるため給与等の支払額を増加したことにより、賃上げ促進税制の優遇措置を受けました。

当連結会計年度における出退店の状況は、既存ブランドの出店加速や新ブランドの立ち上げに伴い、百貨店41店舗・ショッピングセンター31店舗・アウトレット2店舗を出店し、百貨店29店舗・ショッピングセンター2店舗・アウトレット1店舗撤退しました。また、2024年12月に当社グループの連結子会社となった株式会社K Pの直営店45店舗が増加しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は39,152百万円（前期比104.5%）、営業利益1,860百万円（同88.4%）、経常利益1,819百万円（同87.8%）、親会社株主に帰属する当期純利益1,403百万円（同115.4%）となりました。

また、当社グループはベビー・子供服の企画販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の経営成績に関する記載は省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は1,046百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

イ. ショッピングセンターの新規出店にかかる内装工事費用 545百万円

ロ. 百貨店売場内装工事費用 149百万円

ハ. ECシステム関連費用 120百万円

ニ. POS等店舗機器費用 69百万円

ホ. 物流システム関連費用 59百万円

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、株式会社K Pの株式取得資金として、金融機関より長期借入金230百万円の調達を実施いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第6期 (2022年2月期)	第7期 (2023年2月期)	第8期 (2024年2月期)	第9期 (当連結会計年度) (2025年2月期)
売上高(千円)	30,985,787	34,997,783	37,484,381	39,152,906
経常利益(千円)	1,333,302	1,624,426	2,072,768	1,819,589
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	820,477	831,100	1,216,763	1,403,861
1株当たり当期純利益(円)	81.05	82.10	123.43	142.99
総資産(千円)	14,521,978	13,438,065	14,160,997	13,996,554
純資産(千円)	4,901,802	5,382,574	6,008,439	7,027,958
1株当たり純資産(円)	484.23	531.73	612.00	715.85

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第6期 (2022年2月期)	第7期 (2023年2月期)	第8期 (2024年2月期)	第9期 (当事業年度) (2025年2月期)
売上高(千円)	30,080,712	34,223,318	36,878,744	38,471,863
経常利益(千円)	1,354,818	1,713,407	2,093,257	1,777,478
当期純利益(千円)	844,558	764,662	1,227,013	1,389,678
1株当たり当期純利益(円)	83.43	75.54	124.47	141.55
総資産(千円)	14,441,431	13,327,245	14,095,625	13,833,428
純資産(千円)	4,947,657	5,381,759	6,014,368	7,001,520
1株当たり純資産(円)	488.76	531.65	612.60	713.15

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第7期の期首から適用しており、第7期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会 社 名	当社に対する 議決権比率	関 係 内 容
株式会社ワールド	59.81%	役員の兼任

(注) 当社の親会社は、株式会社ワールドであります。同社とは、2022年1月13日両者が事業上の連携を行うことで両社の事業上のシナジーを実現させ、もって両社の企業価値及び株主価値の最大化を図ることを目的とする資本業務提携契約を締結しております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議決権比率	事 業 内 容
株式会社LOVST	6百万円	100.0%	写真スタジオの運営
株式会社KP	50百万円	100.0%	ベビー・子供服、ベビー子供 雑貨企画、卸売事業

- (注) 1. 2024年9月1日付で、当社の連結子会社である株式会社ハートフィールは当社に吸収合併されました。
2. 2024年11月7日付で株式会社KPの株式を当社が第三者割当増資により取得し、2024年12月2日付で、株式会社KPが、同社の株主である株式会社W&Dインベストメントデザインが保有する株式会社KPの全株式を取得したことにより、当社は株式会社KPの全株式を保有するに至り、株式会社KPは当社の連結子会社となりました。

(4) 対処すべき課題

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得の改善が進む中、景気は緩やかな回復基調にありますが、海外経済の減速への懸念や資源価格の高止まりなどもあり、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが属するアパレル業界においては、インバウンド需要の拡大は引き続き見られるものの、原材料及びエネルギー価格の高騰や度重なる物価上昇もあり、衣料品に対する消費者の節約志向や低価格志向が強まるなど、今後の事業環境への影響が依然として懸念されます。また、ベビー・子供服市場においては、酷暑、残暑の影響により長くて暑い夏から子どもたちを守る対策が求められます。このような環境下、当社グループでは、子どもの再定義を行い、ターゲットを拡大させ、ペットロボット「LOVOT」やペットを対象にしたウェアの開発にも着手してまいりました。また、他社にない当社特有のIPにつきまして当連結会計年度から強化を加速させ、大きな成果を上げつつあります。さらには、顧客体験の向上を目指し、店頭、ECをシームレスにつなぐOMO（オンラインマージズウィズオフライン）施策を強化いたしました。それに加えて、カスタマーサービス、店頭、イベントなどで集まるお客様の声や購買データを今まで以上に分析し、そこから顧客インサイトを導き出し、商品企画やサービスに取り入れてまいりました。

今後におきましては、少子化の加速や、消費者の嗜好の多様化、実店舗の寡占化がリスクとして挙げられます。また販売員などの人手不足も顕著となってきております。しかしながら、6ポケットから10ポケットと言われるように客単価は上昇傾向にあり、またインバウンドが拡大したことにより、海外のお客様による売上が増加してきております。これらの市場変化を見据え、当社グループは、2025年2月期から2027年2月期までの中期経営計画（連結）を策定し、「マルチ・ブランドの進化」としてブランドポートフォリオ経営、「マルチ・チャネルの深化」としてチャネル間の融合・新ロケーションの開拓、「CRM（カスタマーリレーションシップマネジメント）の強化」として単一ブランドから複数ブランドへのファン拡大・LTV（ライフタイムバリュー）の最大化を目指し、当連結会計年度より実行に移してまいりました。中期計画2年目となる、翌連結会計年度も上記施策に加え、フォトスタジオ事業、IPビジネス、ママの困りごとを解決する課題解決型ビジネスといった新規ビジネスにもさらに注力してまいります。

チャネル別の対処すべき課題は、次のとおりです。

百貨店

当連結会計年度は、インバウンド対策の効果もあり、訪日外国人観光客の多いエリアの店舗では売上高が増収となりましたが、地方店舗では集客に苦戦し、主要百貨店における子ども服フロアの閉鎖や大幅縮小などの店舗休止による売上減少の影響を、他の百貨店へ出店することで挽回を図りましたが、そこまでには至りませんでした。従いまして全体として減収となりました。翌連結会計年度は、引き続きインバウンド対策を拡充しつつ、当連結会計年度より着手しましたギフト商材の価格見直しや国内生産の拡大など新生児向け施策をさらに強化いたします。また、当連結会計年度中に完了しましたPOSの導入により、業務の効率化による接客の強化やOMO施策

を実施し、売上の回復を目指してまいります。

ショッピングセンター

ショッピングセンターチャネルの当連結会計年度の売上高は、主力の「petit main」の積極的な出店により増収となりました。また、「petit main」の顧客リレーションを強化すべく、ファンコミュニティを立ち上げました。今後より一層お客様とのつながりを強化してまいります。当連結会計年度にスタートしました「and D. petit main」と「Minimal」につきましても、お客様のニーズをつかみつつあり、翌連結会計年度において成長を加速させてまいります。また、ジュニアブランドである「Lovetoxic」につきましても、ジュニア市場の活性化を図るべく、ワールドグループの「ピンクラテ」との連携を強化し、プロモーションの共同開催などを通じてシナジー効果を発揮してまいります。

eコマース

eコマースチャネルの当連結会計年度の売上高は、広告効果と店舗におけるアプリ会員獲得増及び国内外への出店サイト増により、増収となりましたが、自社サイトのコンバージョン率に課題が残りました。翌連結会計年度においては、UI/UXの改善によりコンバージョン率を向上させつつ、店舗とeコマースの相互送客などOMO施策の強化およびeコマースの強みを活かしたパーソナライズされた体験の提供、さらにはEC限定ブランドの強化を図ることにより売上増加を目指してまいります。また、当連結会計年度から着手しました越境EC・海外ECは順調に推移しておりますので、取り扱いブランドの増加によりeコマースチャネルの一層の拡大を目指してまいります。

新規ビジネス

当連結会計年度における新規事業は、ナルミヤ内のブランドとのコラボ七五三企画やオーディションなどの企画が好評につきフォトスタジオのLOVSTが黒字化となりました。IPビジネスの売上高は、ニュートロブームにより当社ブランドキャラクターの人气が再燃し、ライセンスロイヤリティ収入とキャラクター商品の販売が大変好調に推移しました。翌連結会計年度は、POPUPショップの開催増、スタイルガイド充実、他キャラクターとのコラボなどにより、キャラクターの更なる認知拡大を図り、一層の売上増加を目指してまいります。また、子どもの再定義により取り組んだ、ペットロボット「LOVOT」のウエアが大好評につき、業績予想を上回りました。

ESG経営への取組

当社グループは、SDGsの一環として、一人でも多くの子どもたちに夢と幸せを届けられるように、引き続きサポート活動を続けてまいります。当連結会計年度においても、子どもたちと当社グループ社員が直接ふれあうことで、子どもたちに「ワクワク・ドキドキ」を届ける「夏休み

キッズワークショップ」を四年連続で実施し、当社が子どもたちの笑顔で溢れました。

環境にやさしい取り組みとしましては、2024年5月に策定した「ナルミヤ・サステナビリティプラン」の下、株式会社ワールドのノウハウやシステムを活用しながら、CO₂削減に向けた取り組みや廃棄ロス削減、リユース・リサイクルの取り組み等をより一層強化してまいります。

人的資本経営の強化の取り組みとしましては、研修などリスキリングの機会と福利厚生の実施をさらに進め、従業員がより働きやすい職場環境を構築していくとともに、CGコード遵守にも引き続き取り組んでまいります。

ワールドグループシナジー

株式会社ワールドが取り組んでいるリユース・リサイクル活動への参加や人材交流が継続的な取り組みとして定着しつつあります。また、当連結会計年度には決算の早期化及び同日化が実現しました。ビジネス面では、両社ブランド、「Lovetoxic」と「ピンクラテ」の共同プロモーションや「petit main」の海外一号店である台湾出店など、両社の協業がビジネス面でも増えてきました。今後もワールドグループとしてのシナジーをより一層拡大すべく取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年2月28日現在）

当社グループは、ベビー・子供服の企画販売事業の単一セグメントであるため、チャンネル別に記載しております。

チャンネル区分	事業内容
百貨店	「mezzo piano」、「ANNA SUI mini」、「kate spade NEW YORK」、「X-girl STAGES」、「pom ponette junior」、「Paul Smith JUNIOR」など、全国の主要百貨店の子供服売場に、ベビーから中学生までを対象としたブランドを展開しております。
ショッピングセンター	「petit main」、「Lovetoxic」など、全国のショッピングセンターに、ベビーから中学生までを対象としたブランドを展開しております。
e コマース	自社オンライン及び他社オンラインサイトでの販売を行っております。
その他	アウトレットモールでの直営店舗販売、地方百貨店や専門店への卸売り販売、ライセンス販売、フォトスタジオ事業などを行っております。

(6) 主要な営業所（2025年2月28日現在）

① 当社

本社	東京都港区
物流センター	神奈川県川崎市、千葉県白井市

② 子会社

株式会社 L O V S T	東京都中央区
株式会社 K P	東京都港区

(7) 従業員の状況 (2025年2月28日現在)

当社グループはベビー・子供服の企画販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
ベビー・子供服の企画販売事業	1,089 (623) 名	84名増 (44名増)

(注) 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、アルバイト等は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,003 (566) 名	19名増 (6名増)	34.9歳	7年8か月

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、アルバイト等は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年2月28日現在)

<コミットメントライン契約>

借入先	コミット金額 (千円)
株式会社三井住友銀行	956,025
株式会社りそな銀行	237,600
株式会社みずほ銀行	224,850
株式会社横浜銀行	81,525

- (注) 1. 当社は運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、株式会社三井住友銀行を主幹事とした、4行合わせての借入限度額を1,500,000千円とするコミットメントライン契約を締結しております。
2. コミットメントライン契約に加え、株式会社三井住友銀行と300,000千円、株式会社みずほ銀行と300,000千円及び株式会社りそな銀行と300,000千円の当座貸越契約を各々締結しております。

<シンジケートローン>

借入先	借入残高 (千円)
株式会社三井住友銀行	1,033,550
株式会社りそな銀行	247,050
株式会社みずほ銀行	157,100
株式会社横浜銀行	112,300

- (注) 株式会社三井住友銀行を主幹事とする計4行からの協調融資であります。

2. 株式の状況（2025年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 38,000,000株
(2) 発行済株式の総数 9,817,708株（自己株式305,122株を除く）

(3) 株主数 9,796名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ワ ー ル ド	5,868,230株	59.77%
豊 島 株 式 会 社	641,000	6.53
株 式 会 社 ソ ー エ イ	232,600	2.37
モ リ リ ン 株 式 会 社	192,300	1.96
ナルミヤ・インターナショナル従業員持株会	112,400	1.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信 託 口)	107,800	1.10
J P L L C - C L J P Y (常 任 代 理 人 シ テ ィ バ ン ク 、 エ ヌ ・ エ イ 東 京 支 店)	106,979	1.09
CACEIS BANK / QUINTET LUXEMBOURG SUB AC / UCITS C U S T O M E R S A C C O U N T (常 任 代 理 人 香 港 上 海 銀 行 東 京 支 店)	102,000	1.04
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	68,500	0.70
三共生興アパレルファッション株式会社	64,100	0.65

- (注) 1. 持株比率は小数第3位以下を四捨五入して表示しております。
2. 当社は、自己株式を305,122株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2025年2月28日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役執行役員社長	國 京 紘 宇	株式会社LOVST 取締役
取締役執行役員常務	保 坂 大 輔	事業統括兼百貨店事業本部長 株式会社KP 取締役
取 締 役	中 林 恵 一	株式会社ワールド 取締役副社長執行役員
取 締 役	鈴 木 功 二	株式会社デジタルグロースアカデミア 社外監査役
取 締 役 （常勤監査等委員）	一 色 中 也	SHIRORU株式会社 社外取締役
取 締 役 （監査等委員）	小宮山 榮	年金積立金管理運用独立行政法人経営委員兼監査委員 株式会社パイオラックス 社外取締役（監査等委員）
取 締 役 （監査等委員）	柳 澤 美 佳	モデラート株式会社 社外監査役 WINGS法律事務所 代表弁護士 株式会社グラニフ 社外取締役 SBIアルヒ株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役鈴木功二氏は社外取締役であります。
2. 取締役一色中也氏、小宮山榮氏及び柳澤美佳氏は、監査等委員である社外取締役であります。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査室等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために一色中也氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 監査等委員小宮山榮氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、社外取締役の鈴木功二氏ならびに社外取締役（監査等委員）の一色中也氏、小宮山榮氏及び柳澤美佳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、いずれの非業務執行取締役とも、会社法第425条第1項に定める次に掲げる額の合計額（最低責任限度額）を限度としております。なお、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

- ①当該取締役がその在職中に当社から職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として会社法施行規則第113条に定める方法により算定される額に、2を乗じて得た額
- ②当該取締役が当社の新株予約権を引き受けた場合（会社法第238条第3項に掲げる場合に限る。）における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として会社法施行規則第114条に定める方法により算定される額

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事項があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員の報酬等につきましては、2024年5月24日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額は年間200百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内。但し、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まず）、また監査等委員である取締役の報酬総額は年間50百万円以内と定められております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、4名（うち、社外取締役は1名）です。また当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

2024年5月24日開催の取締役会において、以下の内容で取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等および非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等の内容および額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益および連結当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、事業計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

4. 非金銭報酬等に関する方針

当社は、ステークホルダーの皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬制度を導入している。2024年5月24日の第8回定時株主総会において、固定報酬枠とは別枠で、年額20百万円以内とし、割り当てる譲渡制限付株式の数の上限は、年50,000株と決議されている。各対象取締役に割り当てる譲渡制限付株式の数は、基準報酬額に、各対象期間の業績指数の達成度に応じて、0～200%の間で当社取締役会において決定した係数を乗じることであり、各対象取締役に付与する報酬債権の金額を算出し、算出した金額に相当する株数を決定したうえで取締役会決議に基づき、付与することとする。

5. 金銭報酬の額、業績連動報酬等および非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、指名報酬委員会において検討を行う。取締役会（6の委任を受けた代表取締役社長）は指名報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝7：2：1とする（KPIを100%達成の場合）。2025年2月期の業績連動報酬に係るKPIは連結営業利益および連結当期純利益の業績予想を基準といたしました。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額については、代表取締役社長及び全ての非業務執行取締役からなる指名報酬委員会を設置しており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の額、算定方法等について、当委員会での審議答申の上、取締役会で決定することにしております。指名報酬委員会の委員長は、全ての非業務執行取締役の互選によって選定しております。指名報酬委員会の決議は、答申に係る決議に加わることができる委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもって行っております。

2025年2月期の業績連動報酬は、2025年3月18日の指名報酬委員会において、上記の決定方針に基づき評価及び取締役会への答申が行われ、同日開催された取締役会で当事業年度に係る業績連動報酬は支給しないことといたしました。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

(単位：千円)

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	48,960	48,960	－	－	5
（うち社外取締役）	(8,700)	(8,700)	(－)	(－)	(3)
取締役（監査等委員）	17,550	17,550	－	－	3
（うち社外取締役）	(17,550)	(17,550)	(－)	(－)	(3)
監査役	5,550	5,550	－	－	3
（うち社外監査役）	(3,750)	(3,750)	(－)	(－)	(2)

- (注) 1. 当社は、2024年5月24日開催の第8回定時株主総会の決議に基づき、同定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 2024年5月24日開催の第8回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名および監査役1名を含み、無報酬の取締役2名（同定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名）を除いております。
3. 監査等委員会設置会社への移行前の取締役の報酬限度額は、2018年3月1日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は4名）です。また、監査等委員会設置会社への移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は2024年5月24日開催の定時株主総会において年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内。但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち、社外取締役は1名）です。
4. 監査等委員である取締役の報酬額は2024年5月24日開催の定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は3名）です。
5. 監査等委員会設置会社への移行前の監査役の報酬限度額は、2018年3月1日開催の臨時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）です。
6. 業績連動報酬等に係る業績指標は連結営業利益及び連結当期純利益であり、その実績は連結営業利益が1,860百万円、連結当期純利益が1,403百万円であります。
7. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
8. 支給人員につきましては、延べ人数を記載しておりますが、実際の支給対象者は8名（うち社外役員5名）であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役鈴木功二氏は、株式会社デジタルグロースアカデミアの社外監査役であります。株式会社デジタルグロースアカデミアと当社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）一色中也氏は、SHIRORU株式会社の社外取締役であります。SHIRORU株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）小宮山榮氏は、年金積立金管理運用独立行政法人の経営委員兼監査委員及び株式会社パイオラックスの社外取締役（監査等委員）であります。年金積立金管理運用独立行政法人及び株式会社パイオラックスと当社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）柳澤美佳氏は、モデラート株式会社の社外監査役、WINGS法律事務所の代表弁護士、株式会社グラニフの社外取締役及びSBIアルヒ株式会社の社外取締役であります。モデラート株式会社、WINGS法律事務所、株式会社グラニフ及びSBIアルヒ株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 鈴木功二	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。主にガバナンスや経営全般に関し豊富な経験に基づく高い見識から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に経営戦略や経営管理についての専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

	出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員) 一色 中也	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました（監査役として4回、監査等委員である取締役として12回）。出席した取締役会において、豊富な経営経験ならびに上場会社における常勤監査役としての経験と幅広い見識に基づき、取締役会の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度に開催された監査役会3回、監査等委員会10回の全てに出席し、豊富な経験と高い見識に基づき適宜必要な発言を行っております。なお、常勤監査等委員（監査等委員会設置会社への移行前は常勤監査役）として、経営全般及び取締役の業務執行にかかる監査を行っております。
取締役 (監査等委員) 小宮山 榮	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました（監査役として4回、監査等委員である取締役として12回）。出席した取締役会において、公認会計士として培われた財務及び会計に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度に開催された監査役会3回、監査等委員会10回の全てに出席し、豊富な経験と高い見識に基づき適宜必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 柳 澤 美 佳	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました（取締役として4回、監査等委員である取締役として12回）。出席した取締役会において、主に弁護士としての豊富な経験を通じて培った専門的知見から、適宜発言を行っております。また、事業会社ではアパレル業界の経験・知見もあり、当社との親和性も高く、当社の経営全般に有益な助言をいただいております。 また、当事業年度中、2024年5月24日の就任以降に開催された監査等委員会10回の全てに出席し、豊富な経験と高い見識に基づき適宜必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人A&Aパートナーズ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人からの必要な資料の入手や報告をもとに検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会計監査人と確認した監査計画を踏まえた監査見積もり時間に基づいたものであり、報酬単価も合理的であることから、報酬額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主への利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、将来の事業展開と自己資本の状況を勘案しつつ、安定的な配当を継続していくことを基本方針としております。

上記方針は引き続き継続していきながら、当社の配当方針として、収益動向を踏まえた株主の皆様への還元及び企業体質の強化と将来の事業展開に備えるための内部留保などを総合的に判断しつつ、配当性向の目処を親会社株主に帰属する当期純利益の35%としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき53円とさせていただきます。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 法令及び社会倫理の遵守による経営の実践により、公正な利潤追求と社会の持続的な発展に寄与するため、「企業行動憲章」を定める。
- ロ. 「コンプライアンス行動規範」に則り、事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底する。
- ハ. コンプライアンスを重視した経営を目指すためのコンプライアンス委員会を組織することにより、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- ニ. 「職務権限規程」及び「稟議規程」に基づき職務を執行することで、適切な権限行使と牽制を機能させる。
- ホ. 法令・定款違反、社内規範違反あるいは社会通念に反する行為等については、従業員が直接情報提供を行う手段として、「内部通報規程」を定め、社外のホットライン窓口に通報する体制を設け、運営する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「取締役会規程」及び「文書管理規程」に従い、文書または電磁的媒体に記録、保存し、取締役が常時閲覧できるようにする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 「リスク管理規程」を定め、事業活動において想定される天災リスク、情報システムリスク、労務管理リスク、その他事業の継続に著しく大きな影響を及ぼすリスクに対応する組織及び責任者を定め、適切に評価・管理できる体制を構築する。
- ロ. 「リスク管理規程」を定め、不測の事態が生じた場合には、対策本部等を設置し、情報開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
- ハ. 当社商品の安全・安心な品質確保のための管理体制を定めた安心・安全委員会を設置し、商品の安全性を保証し、消費者事故の発生を未然に防止するとともに、事故発生時の速やかな対応ができるよう安心・安全体制の維持、管理に取り組む。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 「取締役会規程」・「役員規程」・「執行役員規程」・「職務権限規程」を定め、職務執行のルールを明確にする。
- ロ. 取締役・執行役員・事業部長・部門長を構成員とする経営会議を設置し、職務執行状況の把握を行う。
- ハ. 取締役会の意思決定の迅速化を図るため、取締役の人数を最小限に抑え、取締役会を機動的に開催する。
- 二. 経営会議及び取締役会において月次業績のレビューと改善策の実施について検討、報告を行い、経営目標の進捗状況の把握に努める。

⑤ 当社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項の決定について事前に当社の承認を得るよう子会社に義務づけております。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループ各社の業績及び信用に重要な影響を及ぼす可能性があるリスクが生じた場合、当社のリスク管理委員長に対し報告し、対応することとしております。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規程」・「職務権限規程」を定め、職務執行のルールを明確にする。

二. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づく、子会社の重要な事項の決定について、当社と事前に協議するよう子会社に義務付けるとともに、子会社から経理事務に係る業務委託を受け、子会社の取引の内容及び営業成績を把握するよう努めております。また、監査等委員会監査及び内部監査においても、当社の監査等委員及び内部監査室が監査を行うことを監査計画に定め、子会社の業務の適正を確保するよう努めております。

- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会が、監査業務の補助のため、専属使用人を求めた場合は必要な人材を配置するとともに、必要に応じ当社の内部監査部門の使用人が対応する。監査等委員会は、専属使用人の人事異動については、事前に人事総務部長より報告を受けるとともに、必要がある場合には、理由を付して当該人事異動につき変更を人事総務部長に申し入れることができる。また、当該使用人を懲戒に処する場合には、人事総務部長はあらかじめ監査等委員会の承諾を得る。

- ⑦ 監査等委員会への報告に関する体制

取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

- イ. 代表取締役は、「取締役会規程」の定めに従い、会社の業務執行の状況その他の必要な情報を取締役会において報告または説明する。
- ロ. 取締役、執行役員及び使用人は会社の信用または業績について重大な被害を及ぼす事項またはそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査等委員会に対し速やかに当該事項を報告する。
- ハ. 監査等委員会は、職務の執行に当たり必要となる事項について、取締役、執行役員及び使用人に対して随時その報告を求めることができ、当該報告を求められた者は速やかに報告する。

- ⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員会の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査等委員は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べることができる。
- ロ. 監査等委員は、必要に応じて取締役、執行役員及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ハ. 監査等委員、会計監査人及び内部監査室は意見交換の場を持ち、相互の連携を図る。
- ニ. 代表取締役と監査等委員は、相互の意思疎通を図るために定期的な会合の場を持つ。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、適正な内部統制の運用を図っております。当期においては以下の取り組みを行っております。

① 取締役会

当期において、定時及び臨時を含めて計16回取締役会を開催し、各議案についての十分な審議や取締役の業務執行状況についての報告が行われ、活発な意見交換が行われております。

② 各種社内委員会

企業統治のための社内委員会として、指名報酬委員会、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、安心・安全委員会を設置し、それぞれの規程に基づき運用しております。

③ 監査等委員会の監査体制

当期において、毎月1回程度、監査等委員会を開催し、監査等委員会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、当期において開催された取締役会や経営会議への出席のほか、取締役との面談を通じて、取締役による業務の執行を監査しております。監査等委員会は、監査の実効性を高めるため、内部監査室及び監査法人と定期的に意見・情報交換を行っております。

④ 内部監査

内部監査計画に基づき、当社及び当社グループ会社の内部監査を実施しております。

連結貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	8,429,003	流 動 負 債	5,302,782
現 金 及 び 預 金	1,938,925	買 掛 金	2,543,407
売 掛 金	2,586,086	1 年 内 返 済 予 定 の	762,396
商 品	3,667,736	長 期 借 入 金	
前 払 費 用	179,736	リ ー ス 債 務	150,521
そ の 他	73,507	未 払 金	517,222
貸 倒 引 当 金	△16,988	未 払 費 用	555,554
固 定 資 産	5,567,550	未 払 法 人 税 等	176,319
有 形 固 定 資 産	1,134,049	未 払 消 費 税 等	92,308
建 物 及 び 構 築 物	724,027	契 約 負 債	187,165
工 具 、 器 具 及 び 備 品	96,410	賞 与 引 当 金	240,420
土 地	5,940	ポ イ ン ト 引 当 金	12,289
リ ー ス 資 産	307,671	そ の 他	65,176
無 形 固 定 資 産	2,597,631	固 定 負 債	1,665,813
の れ ん	2,121,811	長 期 借 入 金	1,155,129
ソ フ ト ウ ェ ア	472,215	リ ー ス 債 務	201,814
リ ー ス 資 産	3,317	退 職 給 付 に 係 る 負 債	301,177
そ の 他	286	そ の 他	7,693
投 資 そ の 他 の 資 産	1,835,869	負 債 合 計	6,968,595
投 資 有 価 証 券	9,947	(純 資 産 の 部)	
破 産 更 生 債 権 等	109,593	株 主 資 本	7,006,944
長 期 前 払 費 用	22,579	資 本 金	255,099
差 入 保 証 金	1,285,644	資 本 剰 余 金	1,860,774
繰 延 税 金 資 産	487,196	利 益 剰 余 金	5,171,803
そ の 他	25,645	自 己 株 式	△280,732
貸 倒 引 当 金	△104,737	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	21,014
資 産 合 計	13,996,554	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	21,014
		純 資 産 合 計	7,027,958
		負 債 純 資 産 合 計	13,996,554

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年 3 月 1日から)
(2025年 2 月28日まで)

(単位：千円)

科 目							金 額
売上 売上 販売 営業 営	上 上 費 業 業	上 総 び 外	原 利 管 理 利 収	高 価 益 費 益 益	息 金 引 料 入	335 0 9,018 3,159 44,636 18,459	39,152,906
							16,206,574
							22,946,331
							21,085,419
							1,860,912
営業 支 金 為 賃 雑 営	業 業 業 業 業 業 業 業 業 業	外 取 取 取 取 取 取 取 取 取	利 配 約 賃 収 費 手 損	利 当 返 割 貸 用 利 数 差 費 損	息 料 損 用 失	36,120 4,999 19,931 40,364 15,515	75,609
経 特 特 税 法 法 当 親	常 別 別 金 等 人 人 期 社	解 有 価 資 産 税 等 純 主	利 約 証 損 産 税 等 純 主	益 返 償 失 除 却 利 及 事 業 利 益 税 額 益 主	金 還 損 益 税 額 益 主	188,264 11,600 11,811 511,984 91,796	1,819,589
							199,864
							11,811
							2,007,642
							603,780
							1,403,861
							1,403,861

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年 3 月 1 日から
2025年 2 月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	255,099	1,860,774	4,170,467	△280,732	6,005,608
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△402,526		△402,526
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,403,861		1,403,861
株主資本以外の項目の当連結会計年 度 変 動 額 (純 額)					—
当連結会計年度変動額合計	—	—	1,001,335	—	1,001,335
当連結会計年度末残高	255,099	1,860,774	5,171,803	△280,732	7,006,944

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純資産合計
	退職給付に係る調整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当連結会計年度期首残高	2,830	2,830	6,008,439
当連結会計年度変動額			
剰 余 金 の 配 当			△402,526
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,403,861
株主資本以外の項目の当連結会計年 度 変 動 額 (純 額)	18,183	18,183	18,183
当連結会計年度変動額合計	18,183	18,183	1,019,518
当連結会計年度末残高	21,014	21,014	7,027,958

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数 2 社

連結子会社の名称 株式会社 L O V S T、株式会社 K P

当連結会計年度において、当社を吸収合併存続会社、当社の連結子会社であった株式会社ハートフィールを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行ったため、株式会社ハートフィールを連結の範囲から除外しております。また、株式会社 K P の第三者割当増資を引き受けたことにより株式を取得したため、株式会社 K P を連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

非連結子会社の名称 株式会社ナルミヤ・ワンパ

娜露密雅商貿（上海）有限公司

連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

会社等の名称 株式会社ナルミヤ・ワンパ

娜露密雅商貿（上海）有限公司

持分法を適用しない理由 各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

α. 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しております。

ロ. 棚卸資産

商品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）により評価しております。

② 重要な固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. ポイント引当金

当社グループが顧客に付与するポイントには、購入実績に応じて付与するポイントと、購入実績以外の事象で付与するポイントがあります。

このうち、購入実績以外の事象で付与するポイントについて、将来のポイント利用による費用の発生に備えるため、翌連結会計年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 商品の販売に係る収益認識

当社グループにおいては、主に商品の販売を行っております。主な履行義務は、顧客に商品を引き渡す義務であり、顧客との契約に基づき商品を引き渡した時点で商品の支配が顧客に移転すると判断していることから、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、通信販売事業及び卸売販売事業においては、国内販売である場合には、収益認識会計基準の適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点において収益を認識しております。

ロ. 自社ポイントに係る収益認識

当社グループが顧客に付与するポイントには、購入実績に応じて付与するポイントと、購入実績以外の事象で付与するポイントがあります。

このうち、購入実績に応じて付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行う方法により、収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法は、期間定額基準によっております。

b. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（3年）による定額法により按分した額を翌連結会計年度から処理することとしております。

ロ. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却に関しては、その個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で定額法により償却しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 棚卸資産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品 3,667,736千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産は、連結会計年度末における正味売却価額が取得原価より下落している場合には、当該正味売却価額をもって連結貸借対照表価額としております。一定期間を経過した棚卸資産については、セール販売実績等に基づく正味売却価額に基づき、棚卸資産の種類毎に定期的に帳簿価額を切り下げております。

当社グループの事業が属する市場の環境が予測より悪化し、棚卸資産の評価に影響を与える需要予測等の要因が変動した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) のれんの評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 2,121,811千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれんについては、減損の兆候の有無を確認したうえで、減損の認識、測定の要否を判断しております。減損損失の認識、測定を行う場合には、主に事業計画を基にした将来のキャッシュ・フロー等について仮定を設定しております。

のれんの評価は、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 当社において、安定的な資金調達を図るため、金融機関との間でシンジケートローン及びコミットメントライン契約を締結しておりますが、本契約には一定の財務制限条項が付されており、当社がこれらに抵触した場合、期限の利益を喪失し、一括返済を求められる等、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当連結会計年度における財務制限条項の主な内容は以下のとおりであります。

- ① 2023年2月期以降の各決算期末の連結貸借対照表上の純資産の部の合計額を直前の決算期比75%以上に維持すること
 - ② 2023年2月期以降の各決算期末の連結損益計算書上の当期純利益が2期連続で赤字にならないようにすること
- (2) 安定的な資金調達を図るため、金融機関との間で当座借越契約、シンジケートローン及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当座借越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2025年2月28日)
当座借越限度額	900,000千円
貸出コミットメントの総額	1,500,000
借入実行残高	—
差引額	2,400,000

- (3) 有形固定資産の減価償却累計額 4,214,825千円

4. 連結損益計算書に関する注記

保険解約返戻金

財務体質の強化及びキャッシュ・フローの向上の観点から、加入しておりました養老保険を解約したことに伴い、保険積立金の簿価と解約返戻金との差額を計上したものであります。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 10,122,830株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年5月24日 定 時 株 主 総 会	普通株式	402,526	41	2024年2月29日	2024年5月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年5月23日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	520,338	53	2025年2月28日	2025年5月26日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、主に銀行借入により必要な資金調達をしております。一時的な余資は、流動性が高くかつ安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、デリバティブ取引は買掛金にかかる為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針です。

② 金融商品の内容及び当該商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主に直営店舗の出店に伴う差入保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、120日以内の支払期日であります。その一部には、商品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務及び長期借入金は、主に直営店舗の内装設備工事等の資金の調達を目的としたものであります。なお、長期借入金は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について与信限度額を設定し、担当部門と経理財務部が連携して取引先ごとの残高及び回収状況について管理することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

b. 市場リスクの管理

当社グループは、外貨建ての営業債務については、為替の変動リスクに対して、必要に応じて為替予約を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づいて経理財務部が毎月資金繰計画を作成・更新及び取締役会への報告を行うとともに、一定の流動性預金額を維持するなど流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千 円)	差 額 (千 円)
(1) 差入保証金 (※2)	2,090,764	2,050,002	△40,761
資産計	2,090,764	2,050,002	△40,761
(1) リース債務 (※3)	352,335	350,810	△1,525
(2) 長期借入金 (※4)	1,917,525	1,897,874	△19,650
負債計	2,269,860	2,248,684	△21,176
デリバティブ取引 (為替予約) (※5)	△17,697	△17,697	—

(※1) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額9,947千円) は、市場価格のない株式等であるため、上表には含めておりません。

(※2) 連結貸借対照表計上額との差額は、資産除去債務相当額805,119千円であります。

(※3) 1年内返済予定のリース債務を含めております。

(※4) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,938,925	—	—	—
売掛金	2,586,086	—	—	—
合計	4,525,012	—	—	—

2. リース債務及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	150,521	100,354	63,174	36,089	2,196	－
長期借入金	762,396	705,700	357,429	46,000	46,000	－
合計	912,917	806,054	420,603	82,089	48,196	－

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引 (為替予約)	－	17,697	－	17,697
負債計	－	17,697	－	17,697

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	－	2,050,002	－	2,050,002
資産計	－	2,050,002	－	2,050,002
リース債務	－	350,810	－	350,810
長期借入金	－	1,897,874	－	1,897,874
負債計	－	2,248,684	－	2,248,684

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引（為替予約）

為替予約の時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、将来キャッシュ・フロー（資産除去債務相当額控除前）を、期末日直近の国債の利回り（ゼロを下限とする）で割り引いた現在価値により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務、長期借入金（1年内返済予定のものを含む）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規リース取引又は借入を行った場合に想定される利率（ゼロを下限とする）で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

チャンネルの名称	当連結会計年度
百貨店	9,396,302
ショッピングセンター	15,346,960
eコマース	8,772,443
その他	5,637,200
顧客との契約から生じる収益	39,152,906
その他の収益	—
外部顧客への売上高	39,152,906

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	
売掛金	2,527,138
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	
売掛金	2,586,086
契約負債（期首残高）	
前受金	5,753
契約負債	114,943
契約負債（期末残高）	
前受金	5,549
契約負債	187,165

連結計算書類上、前受金は流動負債の「その他」に計上しております。契約負債は、主に、当社グループが顧客に付与したポイントのうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

当連結会計年度期首の契約負債残高は、当連結会計年度に全額収益として認識されております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 715円85銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 142円99銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

(譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)

当社は、2024年11月19日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を行うことを決議し、2025年3月14日に払込手続きが完了いたしました。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年3月14日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 29,260株
(3) 処分価額	1株につき1,301円
(4) 処分価額の総額	38,067,260円
(5) 処分先及びその人数並びに 処分株式の数	当社の従業員 503名 29,260株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2024年11月19日開催の取締役会において、当社の従業員に対して、中長期的な業績向上及び企業価値増大への貢献意識を高めるインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度を導入すること並びに譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当社の従業員（以下、「割当対象者」という。）に対し、金銭報酬債権を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で譲渡制限付株式割当契約を締結すること等を条件として支給しております。

10. 企業結合・事業分離に関する注記

(共通支配下の取引等)

(完全子会社の吸収合併)

当社は、2024年6月18日開催の取締役会において2024年9月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である株式会社ハートフィールを当社に吸収合併することを決議し、2024年7月18日付で吸収合併契約を締結いたしました。当該契約に基づき、2024年9月1日付で吸収合併を行いました。

(1) 取引の概要

① 被結合企業の名称及び事業の内容

被結合企業の名称 株式会社ハートフィール

事業の内容 子供服等の企画製造販売事業

② 企業結合日

2024年9月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社ハートフィールを消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

株式会社ナルミヤ・インターナショナル

⑤ その他取引の概要に関する事項

当社グループは、2027年2月期を最終年度とする中期経営計画において、経営理念でもある「世代を超えて愛される企業へ」を掲げ、継続的な成長を果たし、社会に貢献する企業形成を目指しております。

この計画の一環として、グループ企業の株式会社ハートフィールが当社グループのeコマース向けブランド「GLAZOS」を展開する子供服等の企画製造販売事業を行ってきました。合併により、重複している業務の削減やオンライン上での販促施策などシナジー効果を創出するため、業務の効率化並びに新たなビジネスの拡大に繋がると判断し、同社を吸収合併することといたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

(取得による企業結合)

当社は、2024年8月26日開催の取締役会において、株式会社K P（本社：東京都港区、以下「K P社」という。）が実施する第三者割当増資を引き受けることを決議し、2024年11月7日に払込みが完了しております。また、2024年12月2日付でK P社が同社の株主である株式会社W&Dインベストメントデザイン（以下「WDiD社」という。）から、WDiD社が保有するK P社の株式150,000株の全てを取得したことにより、同日付で同社を連結子会社化いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社 K P

事業の内容 ベビー・子供服、ベビー子供雑貨企画、卸売事業

② 企業結合を行った主な理由

当社グループは、経営理念でもある「世代を超えて愛される企業へ」を掲げ、継続的な成長を果たし、社会に貢献する企業を形成してまいります。2025年2月期からの3か年成長戦略方針を明確にし、事業推進を強固にするため、2024年4月には2025年2月期から2027年2月期までの中期経営計画（連結）を策定しております。

K P社は、ベビー・子供服等企画・卸売事業を営んでおり、ベーシックなヨーロッパアンカジュアルを特徴とした4ブランドを展開し、創業から50年に亘り全国の多くの顧客から支持されております。この度、K P社が展開する4ブランドは、テイストやターゲット面で当社グループにはないブランド群であり、マーケットポジションの拡大を見込め、市場全体の活性化の足掛かりとし、国内事業の一層の拡大につなげていくことが可能であると考え、今回の第三者割当増資の引受に至りました。

③ 企業結合日

2024年11月7日（株式取得日）

2024年12月1日（みなし取得日）

2024年12月2日（支配獲得日）

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

名称の変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

第三者割当増資引受時点の議決権比率 43.40%

K P社によるWDJ社が保有するK P社株式の取得後の議決権比率 100.00%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

- (2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間
2024年12月1日から 2025年 2月28日まで

- (3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
- | | | |
|-------|--------|-----------|
| 取得の対価 | 現金及び預金 | 230,000千円 |
| 取得原価 | | 230,000 |

- (4) 主要な取得関連費用の内容及び金額
該当事項はありません。

- (5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- ① 発生したのれん

36,891千円

- ② 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。

- ③ 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

- (6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	653,067 千円
固定資産	80,526
資産合計	733,593
流動負債	330,657
固定負債	209,827
負債合計	540,484

貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	7,921,109	流 動 負 債	5,148,548
現金及び預金	1,768,434	買 掛 金	2,475,661
売 掛 金	2,460,163	1 年 内 返 済 予 定 の	756,000
商 品	3,465,187	長 期 借 入 金	
前 払 費 用	185,704	リ ー ス 債 務	150,521
そ の 他	56,673	未 払 金	474,924
貸 倒 引 当 金	△15,052	未 払 費 用	546,303
固 定 資 産	5,912,319	未 払 法 人 税 等	167,778
有 形 固 定 資 産	1,111,202	未 払 消 費 税 等	88,061
建 物	707,381	契 約 負 債	187,165
工 具、器 具 及 び 備 品	90,209	賞 与 引 当 金	229,208
土 地	5,940	ポ イ ン ト 引 当 金	12,289
リ ー ス 資 産	307,671	そ の 他	60,632
無 形 固 定 資 産	2,531,342	固 定 負 債	1,683,359
の れ ん	2,061,423	長 期 借 入 金	1,149,000
ソ フ ト ウ エ ア	466,314	リ ー ス 債 務	201,814
リ ー ス 資 産	3,317	退 職 給 付 引 当 金	331,465
そ の 他	286	そ の 他	1,080
投 資 そ の 他 の 資 産	2,269,774	負 債 合 計	6,831,907
関 係 会 社 株 式	287,847	(純 資 産 の 部)	
破 産 更 生 債 権 等	99,881	株 主 資 本	7,001,520
長 期 前 払 費 用	22,579	資 本 金	255,099
差 入 保 証 金	1,283,259	資 本 剰 余 金	1,860,774
繰 延 税 金 資 産	450,952	資 本 準 備 金	303,063
そ の 他	225,136	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,557,710
貸 倒 引 当 金	△99,881	利 益 剰 余 金	5,166,379
資 産 合 計	13,833,428	そ の 他 利 益 剰 余 金	5,166,379
		繰 越 利 益 剰 余 金	5,166,379
		自 己 株 式	△280,732
		純 資 産 合 計	7,001,520
		負 債 純 資 産 合 計	13,833,428

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(2024年 3 月 1日から)
(2025年 2 月28日まで)

科 目				金 額		
売上高 売上 売上 販売 営業 営業 営業 営業 営業 営業	上	原	高			38,471,863
	上	利	価			16,022,739
	上	総	益			22,449,124
	費	一	費			20,634,748
	及	般	費			1,814,376
	業	管	益			
	業	理	益			
	業	利	益			
	業	収	益			
	業	収	益			
受	取	利	息		644	
保	險	返	戻	金	9,018	
仕	入	割		引	3,159	
受	取	賃	貸	料	44,636	
雑		収		入	18,887	
営	業	外	費	用		
支	払	利	息		34,616	
金	融	手	数	料	4,999	
為	替	差	損		17,798	
賃	貸	費	用		40,364	
雑		損	失		15,465	
経	常	利	益			1,777,478
特	別	利	益			
保	險	解	約	返	戻	金
抱	合	せ	式	消	滅	差
投	資	有	証	券	償	還
特	別	損	失			
固	定	資	産	除	却	損
税	引	前	当	期	純	利
法	人	税	、	住	民	税
法	人	税	等	調	整	額
当	期	純	利	益		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年 3 月 1 日から)
(2025年 2 月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合 計		
					繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	255,099	303,063	1,557,710	1,860,774	4,179,227	4,179,227	△280,732	6,014,368
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△402,526	△402,526		△402,526
当 期 純 利 益					1,389,678	1,389,678		1,389,678
当期変動額合計	－	－	－	－	987,152	987,152	－	987,152
当 期 末 残 高	255,099	303,063	1,557,710	1,860,774	5,166,379	5,166,379	△280,732	7,001,520

	純資産 合 計
当 期 首 残 高	6,014,368
当 期 変 動 額	
剰余金の配当	△402,526
当 期 純 利 益	1,389,678
当期変動額合計	987,152
当 期 末 残 高	7,001,520

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

ロ. その他有価証券

a. 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）により評価しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ ポイント引当金

当社が顧客に付与するポイントには、購入実績に応じて付与するポイントと、購入実績以外の事象で付与するポイントがあります。

このうち、購入実績以外の事象で付与するポイントについて、将来のポイント利用による費用の発生に備えるため、翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法は、期間定額基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（3年）による定額法により按分した額を翌事業年度から処理することとしております。

(4) 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 商品の販売に係る収益認識

当社においては、主に商品の販売を行っております。主な履行義務は、顧客に商品を引き渡す義務であり、顧客との契約に基づき商品を引き渡した時点で商品の支配が顧客に移転すると判断していることから、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、通信販売事業及び卸売販売事業においては、国内販売である場合には、収益認識会計基準の適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点において収益を認識しております。

② 自社ポイントに係る収益認識

当社が顧客に付与するポイントには、購入実績に応じて付与するポイントと、購入実績以外の事象で付与するポイントがあります。

このうち、購入実績に応じて付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行う方法により、収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却に関しては、その効果が発現する期間（20年）にわたって定額法により償却しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 棚卸資産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品	3,465,187千円
----	-------------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「2. 会計上の見積りに関する注記（1）棚卸資産の評価」に記載のとおりであります。

(2) 関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	287,847千円
--------	-----------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式については市場価格がないことから、取得原価をもって貸借対照表価額としております。関係会社の財政状態の著しい悪化により実質価額が著しく下落した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、実質価額まで減額処理を行うこととしております。

なお、超過収益力を反映した価額で取得した株式については、取得時に事業計画に基づいて把握した超過収益力が引き続き存在する場合には、超過収益力を加味して株式の実質価額を算定しております。関係会社の事業計画には、収益予測等の仮定が用いられております。事業計画の達成状況等により超過収益力が毀損したと判断した場合には、実質価額まで減額する必要があるとあり、翌事業年度に影響を及ぼす可能性があります。

(3) のれんの評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

のれん 2,061,423千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「2. 会計上の見積りに関する注記 (2) のれんの評価」に記載のとおりであります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 4,197,909千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権 17,602千円

長期金銭債権 200,000千円

短期金銭債務 44,630千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 27,260千円

仕入高 184,993千円

販売費及び一般管理費 135,359千円

営業取引以外の取引による取引高 15,719千円

(2) 保険解約返戻金

財務体質の強化及びキャッシュ・フローの向上の観点から、加入しておりました養老保険を解約したことに伴い、保険積立金の簿価と解約返戻金との差額を計上したものであります。

5. 株主資本等変動計算書関係に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 305,122株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

棚卸資産評価損	135,363千円
賞与引当金等	81,188千円
貸倒引当金	35,192千円
未払事業税	23,092千円
退職給付引当金	101,494千円
減価償却超過額	88,525千円
資産除去債務（差入保証金）	246,527千円
子会社株式評価損	1,168千円
その他	13,629千円
繰延税金資産小計	726,181千円
評価性引当額	△275,229千円
繰延税金資産合計	450,952千円
繰延税金資産の純額	450,952千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 内 容	取引金額 (千 円)	科 目	期末残高 (千 円)
子会社	株 式 会 社 K P	所有 直接100	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注)	200,000	投資その他の 資 産 「その他」	200,000
				利息の受取 (注)	26	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	713円15銭
(2) 1株当たり当期純利益	141円55銭

10. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「9. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 企業結合・事業分離に関する注記

連結注記表「10. 企業結合・事業分離に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

以 上

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年4月17日

株式会社ナルミヤ・インターナショナル
取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

東京都中央区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	町	田	眞	友
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	寺	田	聡	司

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ナルミヤ・インターナショナルの2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナルミヤ・インターナショナル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年4月17日

株式会社ナルミヤ・インターナショナル
取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

東京都中央区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	町	田	眞	友
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	寺	田	聡	司

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナルミヤ・インターナショナルの2024年3月1日から2025年2月28日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第9期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針・計画、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人A & Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人A & Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます

2025年4月17日

株式会社ナルミヤ・インターナショナル 監査等委員会

常勤監査等委員（社外取締役） 一色 中也

監査等委員（社外取締役） 小宮山 榮

監査等委員（社外取締役） 柳澤 美佳

（注）当社は、2024年5月24日開催の第8回定時株主総会の決議により、同総会終結の時をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。2024年3月1日から2024年5月24日の定時株主総会終結時までの監査の状況につきましては、旧監査役及び旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以 上

【株式交換完全子会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容】

1. 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

ナルミヤは、2024 年 11 月 19 日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を行うことを決議し、2025 年 3 月 14 日に払込手続きが完了いたしました。当該処分の概要は以下のとおりです。

(1) 払込期日	2025 年 3 月 14 日
(2) 処分する株式の種類及び数	ナルミヤ株式 29,260 株
(3) 処分価額	1 株につき 1,301 円
(4) 処分価額の総額	38,067,260 円
(5) 処分先及びその人数並びに 処分株式の数	ナルミヤの従業員 503 名 29,260 株

2. 剰余金の配当

ナルミヤは、2025 年 5 月 23 日開催の定時株主総会における決議に基づき、2025 年 5 月 26 日を効力発生日として、ナルミヤ株式 1 株につき 53 円、配当総額 520,338,524 円の剰余金の配当を行いました。

3. 本株式交換契約の締結

ナルミヤは、2025 年 7 月 3 日開催の取締役会において、ワールドを株式交換完全親会社とし、ナルミヤを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙 1 のとおりです。

【株式交換完全親会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容】

1. 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

ワールドは、2025 年 5 月 27 日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます）を行うことについて決議し、2025 年 6 月 16 日に処分を完了いたしました。

(1) 処分期日	2025 年 6 月 16 日
(2) 処分する株式の種類及び数	ワールド株式 32,560 株 (発行済株式総数に占める割合 0.09%)
(3) 処分価額	1 株につき 2,512 円
(4) 処分価額の総額	81,790,720 円
(5) 募集又は処分の方法	譲渡制限付株式を対象者に割り当てる方法
(6) 出資の履行方法	金銭報酬債権の現物出資による
(7) 処分先及びその人数並びに 処分株式の数	ワールドの取締役（社外取締役及び監査等委員 である取締役を除く。） 3 名 14,520 株 ワールドのグループ執行役員 15 名 18,040 株
(8) その他	本自己株式処分は、金融商品取引法施行令第 2 条の 12 第 1 号に定める募集又は売出しの届出を 要しない有価証券の募集に該当するため、有価 証券通知書を提出しておりません。

2. 剰余金の配当

ワールドは、2025 年 5 月 27 日開催の定時株主総会における決議に基づき、2025 年 5 月 28 日を効力発生日として、ワールド株式 1 株につき 43 円、配当総額 1,465,025,351 円の剰余金の配当を行いました。

3. 本株式交換契約の締結

ワールドは、2025 年 7 月 3 日開催の取締役会において、ワールドを株式交換完全親会社とし、ナルミヤを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙 1 のとおりです。